

最新の改正に対応した
豊富な事例を登載!

改訂 登記名義人の住所氏名 変更・更正登記の手引

著 青山 修 (司法書士)

登記名義人の住所氏名変更・
更正登記実務のポイントが
すばやく確認できる!

◆具体的な事例を図表で明示!

権利に関する登記名義人の住所氏名の変更登記・
更正登記について豊富な事例を掲げ、事実経過や
当事者間の関係を【図表化】しながらわかりやすく
解説してあります。

◆申請書記載例が一目でわかる!

事例ごとに、申請書の記載事項を【一覧】で掲げ
ていますので、申請書が速やかに作成できます。

A5判・総頁524頁
定価5,280円(本体4,800円)
送料460円

0120-089-339
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!
定価 3,740円(本体 3,400円)

総合法令情報企業として社会に貢献

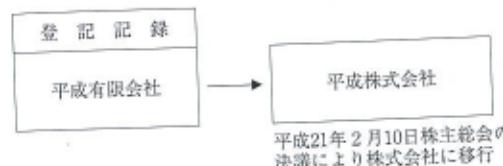
 新日本法規出版

 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信!



事例80 特例有限会社の通常の株式会社への移行

特例有限会社が通常の株式会社に移行した。



申請手続

会社法および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する旨
より、特例有限会社となった会社は、その商号を変更して、通常の株式会社に移行することができる。

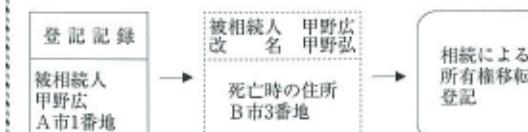
通常の株式会社に移行した場合には、「商号変更」を原因とした
登記をする。

申請書

登記の目的	所有権登記名義人名称変更
原 因	平成21年2月10日商号変更
変更後の事項	商号 平成株式会社
申 請 人	A市3番地 平成株式会社 代表取締役 甲

事例111 被相続人の住所(氏名)が登記記録上の住所
相違

① 所有権登記名義人に相続が開始したが、被相続人の住所(または氏名)が変更して登記記録上の住所(または氏名)と相違している場合、相続登記を申請する前提として被相続人の住所(または氏名)変更登記を申請すべきか。



② 被相続人の登記記録上の住所が戸籍の勘本に記載され
本籍と異なる場合の取扱いはどうすべきか。

申請手続

① 被相続人の住所変更登記をすることなく、直ちに相続による
権利移転登記を申請することができる。被相続人の登記記録上
と最後の住所とが連続する変更証明情報を提供する。被相
続名の変更登記は不要であるが、これを証する情報を提供する
② 住民票の写し(本籍および登記記録上の住所が記載されて
いる場合)

組見本 (A5判縮小)

添付書類	登記原因証明情報 代理権限証書
登録免許税	不動産1個につき金1,000円(登免別表1~4)

備考

(1) 特例有限会社

廃止前の有限会社法の規定による有限会社であって会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)の施行の際に存するもの(旧有限会社)は、整備法の施行日以後は会社法の規定による株式会社として存続する(整備2①)。この株式会社は、商号中に有限会社という文字を用いなければならない(整備3①)。この有限会社を「特例有限会社」という(整備3②参照)。

(2) 特例有限会社の通常の株式会社への移行

- ① 特例有限会社は、定款を変更してその商号中に株式会社という文字を用いる商号の変更をすることができる。この定款の変更是、②の登記(本店の所在地におけるものに限る)をすることによって、その効力を生ずる(整備45)。
- ② 特例有限会社が①の定款変更をする株主総会の決議(特別決議(会社309②十一))をしたときは、その本店の所在地においては2週間以内に、その支店の所在地においては3週間以内に、当該特例有限会社については解散の登記をし、商号の変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない(整備46)。

申請書

登記の目的	所有権移転
原 因	平成21年10月5日 相続
相 続 人	(被相続人 甲野広) B市3番地 乙
添付情報	登記原因証明情報 住所証明情報 代理権限証明情報
課 税 価 格	金〇円
登録免許税	金〇円(登免別表1~4)

備考

- (1) 権利移転等の登記の前提としてする氏名変更登記の要否(明33・4・28民刑414)

[要旨] 所有権登記名義人が改名し、その変更登記をしないで相続が開始した場合は、被相続人の氏名を変更せず、直ちに相続登記をすることができる。

[照会] 「既登記不動産所有者改名シタルモ未タ表示〔氏名〕ノ
変更ヲササリシコト隠居又ハ夫婦姻戚ニ依ル室親和仲間ニ

掲載内容

○=事例 ○=先例、参考先例です。
会社法人等番号等の記載について

1 甲区に関する住所・氏名の変更・更正の登記

第1 行政区画・住居表示実施等による変更登記

- 行政区画変更により町名のみが変更
- 区制施行
- 地方自治法の規定により村から町に変更
- 町名と地番の変更
- 町名地番変更・住所移転
- 住所移転・行政区画変更・地番変更
- 住所移転・行政区画変更・地番変更なし
- 屋敷番が地番に変更
- 小字名追記
- 住居表示実施
- 住居表示実施・住所移転
- 住所移転・住居表示実施
- 住所移転・住居表示実施・住所移転
- 住所誤記・住居表示実施
- 住所表示実施前の住所で登記
- 氏名変更・住居表示実施
- 住居表示実施による本店変更・商号変更

第2 換地処分・土地区画整理・国土調査等による変更・更正の登記

- 住所移転・換地処分による単一登記
- 住所移転・国土調査による単一登記
- 地籍調査に基づく住所変更の権利登記
- 住所地番変更・土地区画整理による単一登記
- 土地区画整理で地番変更、変更前の住所で登記
- 土地区画整理・土地改良の施行者による住所変更の代位登記

第3 権利による地番変更

- 重複地番の解消
- 重複地番・合併地番等の解消
- 屋敷番が地番に変更

第4 住所移転による変更登記

- 数回にわたる住所移転
 - 数回の住所移転後、登記記録上の住所に移転
 - 共有から単有となった後に住所移転
 - 数回にわたり持分を取得したが、登記した住所が異なる
 - 甲地の住所A、乙地の住所Bの場合に、Cに住所移転（所有権が本登記の場合）
 - 甲地の住所A、乙地の住所Bの場合に、Cに住所移転（所有権が仮登記の場合）
 - 登記原因の相違と1件の申請の可否
 - 登記した日に住所移転
 - 過去の住所地に住所移転登記することの可否
 - 所有権移転原因の更正と前所有者の住所変更
 - 敷地権発生前の原因による設定等と住所移転
- 第5 住所の更正登記
- 戸籍の本籍と登記記録上の住所との関係
 - 登記記録上の住所が戸籍の本籍である場合の変更・更正の登記手続
 - 「市営住宅〇号」等の記載と住所更正登記の要否
 - 住所誤記・住所移転
 - 氏名誤記・住所移転
 - 氏名誤記・住所誤記・住所移転
- 第6 住民票の記載との関係
- 申出による住民票の地番訂正
 - 職権により住民票の地番訂正
 - 所有権登記後、住所移転（地番訂正）・住所移転
 - 住所誤記・申出により住民票の地番を訂正
- 第7 分筆・合筆等との関係
- 分筆による地番の変更
- 第8 氏名の変更登記
- 婚姻・離婚・養子縁組・帰化等による氏名変更
 - 氏名変更・住所移転
 - 氏名変更・住居表示実施
 - 同一の氏の者と婚姻
 - 堂書店こと甲野太郎と表示することの可否
 - 離婚の際の氏の使用
- 第9 氏名の更正登記
- 氏名更正と不在証明書
 - 住所誤記・氏名変更
 - 氏名誤記・住所移転
 - 親子関係不存在確認の裁判による氏名変更
 - 同名異人の生年月日を付記する登記
- 第10 外国在住日本人・外国人・外国法人
- 外国人が本国氏名を日本氏名に更正
 - 外国人の婚姻による氏名変更
 - 外国法人の住所の記載方法
 - 外国在住日本人の住所変更の証明書
- 第11 共有関係
- 共有者中1名の住所移転
 - 共有者全員が同一日・同一住所に移転
 - 同一人に係る単有名義と共有名義の住所移転
 - 甲の単有名義、甲・乙の共有名義の住所移転
 - 共有者中数名が同一日・同一住所に移転
 - 共有者の移転日・移転場所が異なっている場合
 - 途中の移転経過は異なるが、最終の住所・移転日は全員同じ
 - 共有者甲・乙の住所を逆に登記
 - 共有者の1人から住所変更登記を申請することの可否
- 第12 法人（本店・商号等）
- 商号の変更

- 本店移転
- 本店を数回移転
 - 本店移転・商号変更
 - 住居表示実施による本店変更・商号変更
 - 住居表示実施前の本店所在地で登記
 - 組織変更
 - 特例有限会社の通常の株式会社への移行
 - 会社の吸収合併
 - 会社分割
 - 行政区画等の変更による本店変更と法人の非課税証明書
 - 信用協同組合から信用金庫への組織変更
 - 「何アビル」を削除後の所有権移転登記
- 売主（または贈与者）の死亡と住所・氏名変更登記
- 持分放棄
 - 共有物分割
 - 旧住所を記載した登記義務者の印鑑証明書
 - 所有権移転原因の更正と前所有者の住所変更
 - 所有権移転を一部移転に更正する場合に前所有者が住所変更
 - 法人格なき団体の代表者の変更
- 第20 破産・競売と住所・氏名変更（更正）登記
- 破産管財人による住所変更登記の申請
 - 破産の嘱託登記と住所変更登記の要否
 - 競売による売却の嘱託登記と住所変更登記の要否
 - 競売の申立てと相続財産法人化の手続
- 仮差押債権者等から債権者である登記名義人の住所・氏名変更登記申請をするとの可否
- 登記官の過誤による登記の職権更正
 - 堂書店こと甲野太郎と表示することの可否
 - 仮登記仮処分命令と住所変更登記の要否
- 日本電信電話公社の株式会社化と抵当権登記名義人の名称変更登記
- 国民生活金融公庫等の（株）日本政策金融公庫への統合
- ## 3 登録免許税
- 変更・錯誤を1件の申請書でする場合
 - 住居表示実施に基づく住所変更登記が誤っている
 - 屋敷番の地番への変更による登記
 - 住所移転したが、その登記完了のうちに行政区画のみの変更があった
 - 住居表示実施と登録免許税
 - 国土調査と登録免許税
 - 職権による地番変更と登録免許税
 - 実例 敷地権付区分建物2個の表示変更の登録免許税
- ## 4 誤字・俗字の関係先例等
- 第1 (根)抵当権の抹消登記
- (根)抵当権抹消と(根)抵当権者の住所変更
 - 所有権以外の権利の登記の抹消と登記義務者の住所・氏名の変更
- 第2 根抵当権の設定・変更・元本確定の登記
- 根抵当権設定と所有者の住所変更
 - 追加設定登記と根抵当権者の本店または商号の変更
 - 特例方式による(根)抵当権の債務者の住所・氏名変更
 - 追加設定登記と債務者の本店または商号の変更
 - 取扱店の表示
 - 元本確定登記と根抵当権者の本店または商号の変更
 - 根抵当権設定と住所・氏名変更登記の委任事項の要否
 - 根抵当権の変更と利害関係人の住所変更登記の要否
 - 国民生活金融公庫等の（株）日本政策金融公庫への統合
- 第3 抵当権の設定・変更の登記
- 抵当権設定と所有者の住所変更
 - 追加設定登記と抵当権者の本店または商号の変更
 - 追加設定登記と債務者の本店または商号の変更
 - 処分禁止仮処分の嘱託登記と住所変更登記の要否
 - 抵当権登記名義人の所管換え
 - 抵当権設定と住所変更登記の委任事項の要否
- ## 5 資料
- 氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について
 - 誤字俗字・正字一覧表
- ## 索引
- 先例年次索引
- 内容を一部変更することができますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区平野町2丁目1番12号
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
広島支社 〒730-8556 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目4番地の2
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
(2021.5)506831



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。